

資金決済法に基づく利用者の保護等に関する措置について

前払式支払手段の名称	タイヨーPay（チャージ機能付サン丸くんカード）
発行者	株式会社タイヨー 本部 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
支払可能金額等	チャージ（入金）上限金額100,000円の範囲内でご利用いただけます。 1,000円単位でチャージ可能、1回のチャージ金額は最大49,000円です。
有効期限	タイヨーPayサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的にタイヨーPay残高はゼロとなり、現金の払い戻しも行われないものとします。
お問い合わせ先	お客様相談係 TEL：099-298-1556 受付時間 月～金 午前9時00分～午後6時00分
利用可能な店舗	タイヨー・サンキュー・グランド・オンリーワン・ベリーマッチ・Discountタイヨー (注) 2025年3月1日より順次導入予定
使用上の注意	タイヨーPayのチャージはフルセルフレジまたはチャージ機でチャージすることができます。 タイヨーPayのカード発行、再発行は（税込）100円、年会費は無料でご利用いただけます。 利用可能残高は、カード利用時のレシート、もしくは、店舗のレジでご確認いただけます。また、カード裏面QRコードからアクセスし、お手元のスマートフォンなどで確認することも可能です。 タイヨーPayの換金または現金の払い戻しはできません。 タイヨーPayを他人に利用させたり、カードの偽造・変造・改ざん・その他の不正な方法による使用をすることはできません。
利用者資金の保全方法	- 資金決済法14条1項の規定の趣旨： 前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託することにより資産保全することが義務づけられています。 - 資金決済法31条1項に規定する権利の内容： 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。 - 発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別： 当社の利用者資金の保全方法は次の通りです。 発行保証金保全契約 - 発行保証金保全契約の相手方の商号： 当社は次の金融機関等と発行保証金保全契約を締結しています。 株式会社三菱UFJ銀行
無権限取引への対応方針	このタイヨーPay カードの盗難、紛失または滅失等の場合、当社はその責を負いません。